

商 品 名 (愛 称)	しんきん保証基金保証付住宅ローン
------------------	------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員となれる方。 ・お申込時および実行時の年齢が満20歳以上70歳未満で、完済時の年齢が満80歳以下の方。 ・勤続（営業）年数は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>会社員・公務員</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>法人役員</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>個人事業主</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>年金受給者</td> <td>公的年金受給中</td> </tr> </table> ・安定継続した年収があり、かつ前年年収100万円以上の方。 ・原則、団体信用生命保険に加入できる方。 ・しんきん保証基金の保証が受けられる方。 	会社員・公務員	1年以上	法人役員	3年以上	個人事業主	3年以上	年金受給者	公的年金受給中
会社員・公務員	1年以上								
法人役員	3年以上								
個人事業主	3年以上								
年金受給者	公的年金受給中								
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込人本人が所有（共有を含む）し、かつ申込人本人またはその家族が居住することを目的とした不動産の購入（土地のみの購入も含む）・新築・建替え・増改築・リフォーム・他行の住宅ローン借換えにかかる資金。付帯費用については登記費用・印紙代・保証料・火災保険料・解体費用等も対象となります。 								
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・50万以上10,000万円以内かつしんきん保証基金が定めるプラン決定基準額の200%以内 ※増改築、リフォーム（太陽光発電等含む）の工事請負価格（税込）をプラン決定基準額に加算 								
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上40年以内 								
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利＜短期金利連動型、長期プライムレート連動型＞ ・固定金利特約型（3年、4年、5年、10年） ※金利動向に応じて金利種類の変更（変動金利⇔固定金利）が可能です。（別途手数料が必要） ・段階金利型（「当初10年間」と「11年目～ご返済完了」までの2段階固定金利） ※変動金利や固定金利特約型からの変更はできません。 								
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等返済、または毎月元利均等返済のどちらかを選ぶことができます。 ・借入金額の50%の部分を限度として、年2回のボーナス返済の併用ができます。 ・元金の返済の据置期間は1年の範囲内で取扱いが可能です。 								
担 保 ・ 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・担保 <ol style="list-style-type: none"> ①融資対象の土地・建物を担保として差し入れていただくことになります。 ②当金庫を担保権者として、普通抵当権を設定させていただきます。 ③担保権の順位は、第1順位とさせていただきます。（本件以外の借入にかかる担保権との同順位設定の取扱いはできません。） ・保証人 しんきん保証基金が保証しますので、原則として必要ありません。ただし、収入合算者は連帯保証人または連帯債務者となっていただきます。 								
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金額に対し保証期間に応じた保証料をお支払いいただきます。 ・お支払方法は、一括払いと分割払いのいずれかを選んでいただきます。 ・分割払いによる保証料率は、しんきん保証基金基準による各プランによって異なります。 ※プランはプランAからプランEまでであり、保証料率は0.07%～0.36%となっています。 保証料率をご融資利率に上乗せしてお支払いいただきます。 								

手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン事務手数料33,000円(税込)が必要です。 ・段階金利型を選択される場合は、別途利用手数料が必要です。 ・繰上返済・金利種類変更等には、別途所定の手数料が必要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、電話:089-946-1203)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>